

# 3 議 事

## (1) 第2期鹿屋市子ども・子育て支援事業計画の骨子構成内容について

### 第1章 計画の概要

#### 1 計画策定の背景・趣旨

#### 2 計画の性格と位置づけ

- ・子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく法定計画
- ・総合計画を上位計画とし、次世代育成支援行動計画で展開した総合的な子育て・母子保健施策を継承する計画

#### 3 計画の対象と期間

- ・計画の対象：生まれる前から小学校就学児までの子どもとその家庭
- ・計画の期間：令和2年度から6年度までの5箇年

#### 4 計画策定の方法

- ・保護者に対する調査等及び市民へのパブリックコメントの実施
- ・子ども・子育て会議における審議を経て策定

### 第2章 市の子ども・子育てを取り巻く状況

#### 1 統計的な状況

- ・人口の推移／出生の動向／婚姻の動向／女性の就業状況／人口推計

#### 2 子育て支援サービスなどの現状

- ・幼稚園・保育園・認定こども園などの現状／子育て支援サービスの状況
- ・小学校・中学校の状況／障害時通園施設の状況

#### 3 子ども子育て支援事業ニーズ調査結果

#### 4 「第1期計画」の進捗評価

### 第3章 計画の基本的な考え方

#### 1 計画の基本理念（めざすべき将来像）

【現行計画基本理念】

子どもがたくましく育ち 未来を開く都市かのや

#### 2 計画の視点【見直し】 ←

#### 3 計画の基本目標

#### 4 施策体系

#### 国の基本方針

- (ア) 子どもの最善の利益の実現
- (イ) すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障
- (ウ) 保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整える。
- (エ) 子どもの発達に応じた適切な質の高い教育・保育を提供
- (オ) 妊娠・出産期からの切れ目のない支援に留意
- (カ) 社会のあらゆる分野における全ての構成員が子ども・子育て支援の重要性へ関心と理解を深め、それぞれの役割を果たす。

## 第4章 基本施策・事業の展開（次世代育成支援行動計画継承）

施策目標1 質の高い教育・保育の総合的な提供

施策目標2 子どもの健やかな成長に向けた支援

施策目標3 地域における子育て支援の充実

施策目標4 職業生活と家庭生活の両立

施策目標5 子どもの権利を尊重する社会・・・（児童虐待防止対策の充実）【見直し】

施策目標6 子どもと子育てにやさしい地域環境の整備

施策目標7 子どもの貧困対策の推進【新規追加】

第1期計画にもある項目であるが、児童福祉法及び児童虐待防止法の改正に伴い見直しを図る必要性がある。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の制定に伴い新規で目標追加

## 第5章 第2期子ども・子育て支援事業計画

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育事業の量の見込みと確保方策
- 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策（13事業）
- 4 教育・保育の一体的提供及びその推進に関する体制の確保

## 第6章 計画の推進と進行管理

- 1 計画の推進体制
- 2 計画の進行管理